平成２６年（フ）第６０号
栃木県宇都宮市平松本町780番地　県営平松住宅５号棟15号室、前住所栃木県宇都宮市越戸１丁目15番14号
債務者　吉田　節子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６５号
栃木県宇都宮市中岡本町3732番地13
債務者　大場　且行
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６７号
栃木県河内郡上三川町大字上三川3310番地１
債務者　大塚　　涼
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６８号
栃木県宇都宮市松原１丁目４番８号　ドミール松原603、前住所栃木県宇都宮市御蔵町５番９号
債務者　石川　浩久
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３号
熊本県球磨郡錦町大字西1760番地８
債務者　沼田　　彰
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第６号
熊本県天草市楠浦町1661番地
債務者　邊田　弘明
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月12日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第１５２４号
東京都東久留米市野火止３丁目１―14―303
債務者　新井　秀人
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５５９号
東京都豊島区池袋本町４丁目42―３　藤ビル２Ａ号
債務者　齋藤　君男
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５６０号
千葉県習志野市谷津２丁目２―８
債務者　藤村　由紀
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６３３号
神奈川県川崎市幸区南加瀬２丁目29―12―Ｆ―103
債務者　中山　麻琴（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５号
北海道中川郡池田町字富岡365番地の２
債務者　礒　　美江（旧姓佐藤・小林）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１５６号
奈良県生駒郡三郷町三室１丁目10番９号
破産者　木野田利枝
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２７０４号
北海道北広島市大曲並木２丁目９番地８
破産者　神野　範子
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４７０号
札幌市東区北25条東13丁目１番15号　ＴＧレジデンス406号
破産者　坂野　裕一
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８９号
埼玉県熊谷市石原２丁目21番地、旧住所東京都荒川区南千住８丁目５番８―602号
破産者　今村　秀之
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２７９号
埼玉県熊谷市広瀬99番地16
破産者　森　　一浩
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部